

平成2年に入管法が改正されて以来、わが国は、外国人労働者が増えています。

わが国における外国人登録者の数は、平成19年末で215万人を超えています。この数は実に、10年前の約1.5倍に相当します。新居浜市における外国人登録者数は、平成20年に1,000人を超えました。同じく10年前の約1.6倍になります。愛媛県の外国人の数については、平成8年末から平成18年末で、約2.2倍に増えています。

このように、地方における外国人の数は急速に増えてきています。

それに伴い、外国人の労働、教育、差別問題、孤立化など外国人受入れに関する問題は地方においても発生しており、外国人に対する施策はもはや都市だけに限るものではなくなってきました。

総務省はそうした中、平成17年に「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく」＝「多文化共生」に関する研究会を立ち上げました。この研究会による、地方自治体が多文化共生を推進するための課題や必要な取り組みなどについての報告を受け、平成18年に「地域における多文化共生プラン」を打ち出し、地方自治体が多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施するよう呼びかけました。

新居浜市は、平成4年に「国際交流」に重点をおいた「新居浜市国際交流基本計画」を策定し、国際化を推進してきましたが、外国人研修生の受入れや、経済連携協定（EPA）、経済のグローバル化により、ますます増えていくと予想される外国人との多文化共生の都市づくりの推進が求められています。

・入管法＝出入国管理及び難民認定法

外国人の入国・上陸・在留・出国・退去強制、日本人の出国・帰国、難民の認定などについて規定する法律。

平成2年の改正により、在留資格制度の整備、不法就労対策関係規定の整備（不法就労助長罪の規定）、日系人の受け入れ、研修制度の改善が行われ、外国人労働者が増えるきっかけとなった。

・経済連携協定（EPA）

2カ国以上の国々の中で、自由貿易協定（FTA）を基礎に、人の移動、

競争政策など、より幅の広い分野で自由化・円滑化を図ろうとするもの。

この協定に基づき、平成20年8月には、インドネシアから介護・看護職の205人の本格的受入れを開始した。